

# 地域暮らしサービス拠点形成モデル支援事業 (内閣府地方創生推進室 令和8年度事業)

## 公募要領

### 1. 背景

近年、地方においては人口減少や少子高齢化が進み、中山間地域を中心に買物、行政機能、医療・福祉、交通、防災などの日常生活に必要なサービスの維持が困難となっています。

こうした状況を改善するため「地方創生に関する総合戦略（令和7年12月23日閣議決定）」において、日常生活に必要なサービスを低コストかつ効率的に維持していくため、既存施設や民間のノウハウを活用しつつ、複数のサービスを1か所で提供する、総合的な拠点（地域暮らしサービス拠点）づくりを推進していくこととしています。

現在、地方自治体がコンビニやドラッグストア、郵便局などの民間事業者等と連携し、既設又は新設の店舗等において、買物に加え、行政窓口等の複数のサービスを提供する事例が増えつつありますが、その普及のスピードは課題を抱える地域に対して十分なものとなっていません。その事由としては、地方自治体と民間事業者等ともに情報が不足し、手探りで連携を模索していることなどから、効率的に検討を進められていないことが挙げられます。

こうした状況を踏まえ、地域毎の現状を整理・分析したうえで、課題解決に必要なノウハウを持つ民間事業者等との効率的な組み合わせを図るとともに、拠点の持続性を確保するために必要となる地方自治体や住民等による協力関係を含むフレームワークの検討を支援することなどにより、案件形成を促進する必要があります。

### 2. 目的

人口減少や高齢化により、中山間地域を中心に困難となっている日常生活に必要なサービスを低コストかつ効率的に維持していくため、既存施設や民間のノウハウを活用しつつ、複数のサービスを1か所で提供する、総合的な拠点づくりを推進するため、自治体の取組を推進するに当たって必要な基本情報、連携体制、サービスを持続的に提供するためのノウハウ等について、実際の事例への支援を通じて調査・分析し、全国へ普及促進することを目的とします。

### 3. 地域暮らしサービス拠点が目指す姿

地域暮らしサービス拠点の詳細な内容（目指す姿、導入機能等、参考事例、本モデル支援事業の位置付け等）を、より具体的にしたものを、添付資料（別紙1）にまとめています。

【別紙1】地域暮らしサービス拠点形成モデル支援事業（概要） ※PDF形式

## 4. 事業実施主体

本事業は、内閣府地方創生推進室（関連業務の受注者含む）が事業実施主体（事務局）となり、地域くらしサービス拠点の形成に係る以下の5省庁と連携しつつ、実施します。

- ・ 総務省（自治行政局地域自立応援課過疎対策室、情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課）
- ・ 厚生労働省（政策統括官（総合政策担当）付参事官）
- ・ 農林水産省（農村振興局農村政策部農村計画課農村活性化推進室）
- ・ 経済産業省（経済産業政策局地方創生担当、商務・サービスグループ参事官室）
- ・ 国土交通省（国土政策局総合計画課、総合政策局モビリティサービス推進課）

## 5. モデル事業について

### 5.1 モデルについて

本事業では、地域くらしサービス拠点の形成に係る取組により、具体的な地方創生の効果が発現されるモデルの創出及び普遍化を図り、得られた事例やノウハウを将来的に全国へ展開することを念頭に、モデル事例を構築していくことを想定しています。

### 5.2 モデル事業の概要

#### （1）実施期間（支援期間）

モデル事業採択から令和9年3月（予定）とする。

#### （2）公募対象団体

地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。）とする。

#### （3）支援内容

本事業に採択された地方公共団体には、採択後に希望する支援内容について協議のうえ、計2回程度の現地支援（地域課題と地方創生効果の関係性の整理、現地調査、関係者含めた意見交換、専門家の派遣による助言等）及びオンラインでの相談を通じて、事務局による以下の伴走支援を受けることができます。

#### <支援内容（例）>

- ✓ 推進体制構築の支援（庁内調整、地域内、地域外、事業分野の関係省庁の窓口等）
- ✓ 取組に活用できる資金・人材等のリソース確保支援（活用できる施策や事業の検討）
- ✓ 取組のロードマップ作成の支援
- ✓ 取組の事業化に必要な専門家の現地派遣（各自治体1回程度、各分野の実務家を想定）

#### <関係省庁による伴走支援>

内閣府及び請負事業者に加え、自治体の取組内容に対応する関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）を加えた連携チームを設定し、各種情報提供や相談対応等の支援を連携して実施します。

### <ガイドラインの作成>

地域くらしサービス拠点形成の検討を今後進める自治体の取組を推進するため、課題解決に必要な基本情報、連携体制、サービスを持続的に提供するためのノウハウ等について、本事業で得られた成果を分析し、ガイドラインとして取りまとめを行います。

### <派遣する専門家（例）>

官民連携の座組構築や事業組成全般、他地域等での官民連携の座組構築実績、座組に将来参加する可能性がある事業者等の方を派遣予定です。

なお、以下の団体・専門家等に限らず、事前及び選定後のヒアリングにおいて、課題をお伺いした後に、適切な候補者をご相談・提案いたします。

- ✓ 官民連携事業に関する業界団体・専門家
- ✓ 導入予定機能に関する業界団体・専門家
- ✓ 類似案件実績がある市町村職員（OB含む）等

### （４）完了要件

モデル事業支援終了時に、本支援事業を通じて得られた成果として、以下の内容について調査受託業者の協力のもと、整理した資料の提出やヒアリングによる意見聴取をさせていただく予定です。

- ① 本事業の支援によって得られた課題解決の手法・成果
- ② 来年度以降の取組み、検討体制（関連団体と役割分担）
- ③ 来年度以降の事業実施に向けた各種取組に必要な手続き
- ④ 来年度以降の関係機関との調整にあたっての留意点
- ⑤ 将来的な事業の構想（事業収支の考え方、運営主体の想定等）等

## 6. 公募について

### 6.1 公募スケジュール

#### （１）公募期間

令和8年6月15日（月）～7月10日（金）17時【必着】

#### （２）事前相談・質問

本事業の内容や応募にあたっての不明点等については、上記の公募期間にわたって、随時受け付けます。必要に応じて、助言する外部関係者を含めたオンライン会議等の設定も可能です。ご相談先は、後述する（6.4 申請書提出及び問合せ先）にご連絡ください。

### 6.2 応募書類の提出

公募期間内に以下に示す応募申請書を「6.4 申請書提出及び問合せ先」まで電子メール（ファイルストレージシステム含む）にてご提出ください（押印不要）。電子メールで提出することが困難な場合には、予め余裕をもってご相談ください。

なお、複数の地方公共団体で進める共同の取組について応募する場合には、モデル事業の運営を統括し、担当窓口となる代表者を定めてください。

提出された情報は本モデル事業の採択に関する選定、及び採択後の支援メニューの検討以外の目的には使用しません。

### 6.3 提出書類

応募申請書は、別添の申請様式 1 及び様式 2 をご使用ください。なお、取組みを詳細に説明する添付資料等がある場合は、PDF 形式での提出とし、応募申請書本体には、参照する別添資料名との対応が分かるように記載してください。

【申請様式 1】地域暮らしサービス拠点形成モデル支援事業（申請書） ※WORD 形式

【申請様式 2】地域暮らしサービス拠点形成モデル支援事業（事業内容） ※PPT 形式

### 6.4 申請書提出及び問合せ先

#### 【申請書提出先及び公募手続きのお問合せ（実施主体）】

- ・ 所 属：内閣府 地方創生推進室
- ・ 担 当：森井 (hideyuki.morii.c7f@cas.go.jp)、戸越 (kazuyuki.togoe.a2r@cas.go.jp)
- ・ 住 所：〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館 7 F
- ・ TEL：03-6257-1413

注 1) 応募申請書をメールで提出する際は、以下の件名としてください。

【応募申請書：地方公共団体名】地域暮らしサービス拠点形成モデル支援事業

注 2) 公募に係る問合せをメールで行う際は、以下の件名としてください。

【問合せ：地方公共団体名】地域暮らしサービス拠点形成モデル支援事業

#### 【事業内容のお問合せ（調査受託業者）】

- ・ 所 属：株式会社 三菱総合研究所  
インフラ・都市政策本部 次世代インフラ事業推進グループ
- ・ 担 当：角南、三宅、中内、水野
- ・ E-mail：[kurashi-jimukyoku@mri.co.jp](mailto:kurashi-jimukyoku@mri.co.jp)
- ・ TEL：080-3416-4800
- ・ 住 所：〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

### 6.5 応募要件

地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 281 条に規定する特別区をいう。）であれば、要件は特にありません。また、過去の別事業の交付金・補助金等の採択・活用有無は問いません。

## 7. 選定及び決定通知

### 7.1 選定方法

応募書類を審査の上、10件程度（10地域程度）を選定する見込みです。

提出された応募書類等の基礎的要件を確認後、必要に応じて取組内容等に関するヒアリング（テレビ会議を想定）を行う場合があります。

なお、応募書類の明らかな記入ミスや書類不備等がある場合は、本審査の対象にならない場合があります。また、選定内容は非公開となります。

### 7.2 選定の視点

モデル地区の選定に当たっては、機能（サービス）の組合せ、運営主体（地方自治体、域内事業者、域外事業者、NPO、地域運営組織等）、地域特性（人口規模）等を考慮するとともに、他の地域への有益なロールモデル（効果的な機能の組合せ、効率的な運営主体、過疎地域等での民間サービス参入等による先進性、他地域が参考にしやすい汎用性の観点等）となるか、どうかも加味し、選定を行います。また、現時点で具体的な検討が進んでいる地区（今年度中又は数年以内に実装する地区）を、優先的に選定する予定です。

なお、組み合わせる機能（サービス）は、以下の機能を想定しています。

行政窓口機能	行政手続端末の設置、遠隔相談窓口の設置、住民相談機能 等
買い物機能	日用品・食料品等の販売、配送、オンライン注文商品の受取 等
医療・福祉	医療・福祉機能診療所等の設置、高齢者の見守り、子育て支援 等
交通、物流・配達	路線バス等の停留所、買物・通院送迎、郵便配達・オンライン品の受取拠点 等
その他機能	交流、災害対応機能等 等

### 7.3 選定結果の通知

選定結果（採択又は不採択）は、選定終了後（公募終了の2週間程度を目安）、事務局からすべての応募者（担当者）に通知します。

## 8. 事業実施に向けて

### 8.1 打合せ・実行計画策定

現地支援（2回）及び必要に応じた随時のオンライン打合せを実施予定です。現地支援では、事業者誘致（誘致する事業者や誘致条件の例等）、事業者による行政連携、合意形成の進め方、ロードマップ策定等の地域拠点形成に向けて想定されるボトルネック解決を目指した、支援自治体を交えた意見交換、専門家の派遣、現地調査等を中心に伴走支援を行う予定です。

#### <現地支援の実施例>

現地支援の実施時期及び打合せ内容として一例を示します。

※実施時期や内容は、採択団体の検討スケジュールを勘案し、柔軟に対応します。

実施時期（例）	打合せ内容（例）
第1回 （令和8年7～8月頃）	地域くらしサービス拠点の現状や課題徴取、及び本事業における支援策の提案
第2回 （令和8年9～12月頃）	地域くらしサービス拠点実現に向けた自治体と民間事業者等とのマッチングに関する支援、来年度以降のロードマップ策定支援等（専門家による現地調査、関係者との意見交換、その他の必要な調査結果報告等）

### 8.2 情報公開

- 応募時における提出書類をはじめ、打合せ等での各種資料や議事録等における個別取組の関連情報については、事務局（関係省庁含む）のみでの取扱とし、機微な情報が含まれるものは非公開とします。
- 本事業の成果はガイドブックにとりまとめを行い、機密事項等に留意しつつ、内閣府 HP 等で公開する予定としております。

## 9. その他、免責事項等

- 応募する地方自治体は、採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が事務局（関係省庁含む）に共有されることに同意すること。
- 本事業において作成した資料の著作権は、原則内閣府に属し、支援先地方公共団体は非独占的使用権を許諾されるものとする（複製、改変に関しては自己利用のみ可能）。
- 本事業は、「令和8年度 地域くらしサービス拠点形成事業」によって行われるものであり、事務局（関係省庁含む）に提供された個人情報等については、本事業の遂行に必要なとされる範囲に限り、内閣府、事務局が使用することに同意すること。
- 本事業の主旨等を踏まえて、地域くらしサービス拠点形成の推進の観点から事務局が行うアンケート調査やヒアリング等について、可能な限り協力すること。
- 支援自治体の対応が、本事業の進捗等に著しく支障を与えると判断される場合は、支援を中止する場合がある。

以上